

**JPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド
(年1回決算・為替ヘッジなし)**

**JPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド
(年1回決算・為替ヘッジあり)**

(愛称：ザ・クレジット・マイスター)

2026.1.21

本書は、「JPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド(年1回決算・為替ヘッジなし)」の投資信託説明書(交付目論見書)と「JPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド(年1回決算・為替ヘッジあり)」の投資信託説明書(交付目論見書)で構成されています。

余白

JPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド

(年1回決算・為替ヘッジなし)

(愛称: ザ・クレジット・マイスター)

追加型投信／内外／債券

2026.1.21

この目論見書により行うJPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド(年1回決算・為替ヘッジなし)(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月20日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力が発生するまでに、当該目論見書の記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認ください。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号

設立年月日 1990年10月18日

資本金 2,218百万円(2025年11月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額
60,379億円(2025年11月末現在)

照会先

TEL : 03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

HPアドレス : am.jpmorgan.com/jp

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社 : 株式会社日本カストディ銀行)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してくださいます様お願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分			
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (上場投資信託証券(債券、社債))	年1回	グローバル (日本を含む)	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス : <https://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

上場投資信託証券(ETF)を主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

「上場投資信託証券(ETF)」とは、「JPMorgan ETFs (Ireland) ICAV – USD High Yield Bond Active UCITS ETF」をいいます(以下「ETF」という場合があります。)。詳細については、後記「ファンドの特色1 ●上場投資信託証券(ETF)の概要」をご参照ください。

ファンドの特色

1 上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて、主として米ドル建てのハイ・イールド債券(投資適格未満の社債)に投資します。

「ハイ・イールド債券」とは

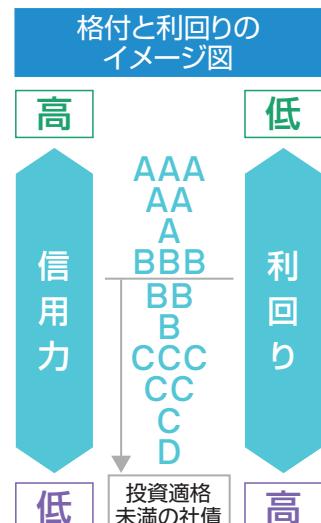
債券の格付^{*1}が、BB+格^{*2}またはBa1格^{*3}以下の投資適格未満の社債をいいます。格付が低い半面、格付が高い債券と比較して利回りが高い特徴があります。

*1 「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したもので、S&Pグローバル・レーティング(S&P社)、ムーディーズ・レーティングス(ムーディーズ社)、フィッチ・レーティングス(フィッチ社)等の格付機関が付与します。

*2 S&P社^{*4}またはフィッチ社^{*4}の場合

*3 ムーディーズ社^{*4}の場合

*4 当該格付機関のグループ会社を含みます。



上記の格付表記はS&P社、フィッチ社の表記です。

● 上場投資信託証券(ETF)の概要

名 称	JPMorgan ETFs (Ireland) ICAV – USD High Yield Bond Active UCITS ETF
ファンドの形態	アイルランド籍 外国投資法人
投 資 目 的	主に米ドル建ての投資適格未満の社債で構成されるポートフォリオに積極的に投資することにより、ベンチマークを上回る長期的なリターンを達成することを目的とします。
ベンチマーク*	ICE BofA US High Yield Constrained Index ICE BofA US High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices, LLC が公表しているものであり、著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利は同社に帰属します。
運用プロセス	<p>① 経済成長・市況動向の予測 金融政策や経済指標等を踏まえ、他の部門のアナリスト等の分析内容を活用し、今後の経済成長・市況動向を予測します。</p> <p>② 投資対象企業の分析・投資対象の絞り込み ・ 投資対象企業およびその業種の信用力を分析し、債務不履行となるリスクの高い企業を投資対象から除外します。 ・ 投資対象企業の業種毎に投資魅力度を分析し、銘柄毎に同業他社等と比較することにより相対的な割安度を分析し、投資対象となる銘柄の候補を絞り込みます。</p> <p>③ ポートフォリオの構築 前記①、②を踏まえ、ファンドの投資銘柄選定について議論し、その結果をもとに業種・発行体とともに幅広くファンドに組み入れます。</p>
運 用 会 社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人) 2025年12月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。

*「ベンチマーク」とは、ETFの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

● 上場投資信託証券(ETF)の組入比率は、原則として高位を維持します。

ETFへの投資割合は高位を維持します。したがって、ファンドは、ETFの影響を大きく受け、ETFが上場廃止となる場合等には、大きな損失が発生することがあります。

2 為替ヘッジを行いません。

外貨建ての債券に投資しますが、円貨に対する為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 上場投資信託証券(ETF)への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(国内外の取引所に上場されている投資信託証券*を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
*「投資信託証券」とは、金融商品取引法第2条第1項第10号および第11号に規定する有価証券をいいます。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

収益の分配方針

年1回の決算時(12月18日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜収益分配金に関する留意事項＞

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費*¹控除後の配当等収益*²および有価証券の売買益*³)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

*¹ 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

*² 有価証券の利息配当金を主とする収益をいいます。

*³ 評価益を含みます。

2. 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

ファンドは、主にETFを通じて国内外の債券に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

信用リスク	債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。また、当該債券の価格は、格付の変更によっても変動・下落することがあります。
投資適格未満の社債への投資に伴うリスク	投資適格未満の社債は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性質を持つとともに、政治・経済情勢、発行会社の業績等の影響を受けて価格が変動する株式に類似した性質を併せ有しています。このため、投資適格未満の社債の価格は、格付が高い債券に比べて、株式と同様の要因による影響をより強く受け、変動・下落することがあります。 また、投資適格未満の社債は、格付が高い債券に比べて、前記の信用リスクが高いため、当該債券の価格がより大きく変動・下落することがあります。
金利変動リスク	金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。
為替変動リスク	為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。
ファンドに特有の流動性リスク	上場投資信託証券(ETF)は市場での売買高が少ない場合があり、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。この場合には、上場投資信託証券の価格の下落により、投資資産の価値が変動することがあります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

ファンドの流動性リスクは、以下のような状況で顕在化する可能性があります。

- 取引金額が大きい場合
- 市場が極端な状況にある場合
- 通常とは異なる市場環境にある場合
- 通常以上に多額の換金申し込みがあった場合
- 投資家による市場見通しが悪化した場合
- 市場を取り巻く外部環境に急激な変動があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合
- 取引所、政府または監督当局により取引を停止または制限される場合
- 特定の期間において経済状況、市況または政情の悪材料が生じた場合
- 急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合
- その他の制御不能な状況が生じた場合

ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

上場投資信託証券(ETF)を売買する際は取引費用が発生します。当該費用はファンドから支払うこととなるため、受益者にも影響があります。

リスクの管理体制

<ファンドにおけるリスク管理体制>

委託会社のグループ内の他の会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック

委託会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

<ETFにおけるリスク管理体制>

ETFの運用会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

流動性リスクについては、委託会社およびそのグループ内の他の会社で、手順書等に基づきチェックや管理、検証等を行います。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

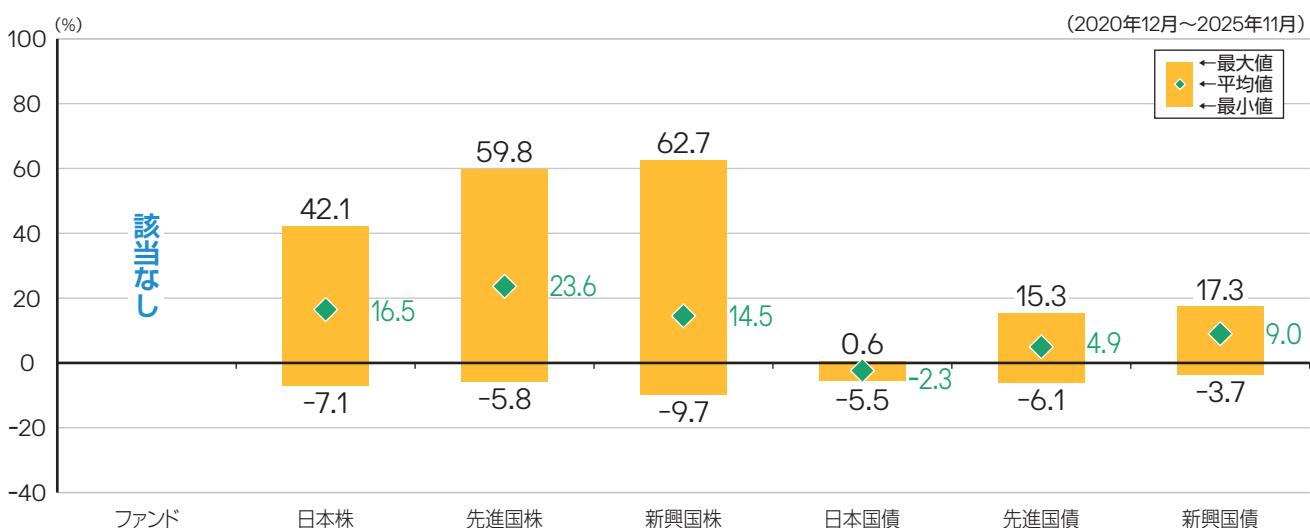
JPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド(年1回決算・為替ヘッジなし)

<ファンドの分配金再投資基準価額/基準価額・年間騰落率の推移>

ファンドは2026年2月20日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

2020年12月～2025年11月の5年間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、代表的な資産クラス間で比較したものです。



(ご注意)

- ファンドは2026年2月20日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指標の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指標
 - 日本株…TOPIX(配当込み)
 - 先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI(国債)
 - 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債…JPモルガンGBI-エマージング・マーケッツ・グローバル(円ベース)
- (注)海外の指標は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。
- TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してJPXは責任を負いません。
- MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。
- NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指標で、当該指標に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。
- FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガンGBI-エマージング・マーケッツ・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

3. 運用実績

運用実績は、委託会社ホームページ(am.jpmorgan.com/jp)、または販売会社で開示される予定です。

基準価額・純資産の推移

ファンドの運用は、2026年2月20日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

分配の推移

ファンドの運用は、2026年2月20日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドの運用は、2026年2月20日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

年間收益率の推移

ファンドの運用は、2026年2月20日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドにベンチマークはありません。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。なお、分配金再投資コースという場合があります。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	当初申込期間：2026年2月19日までに販売会社に購入代金をお支払いいただきます。 継続申込期間：販売会社が定める日までに購入代金を販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	継続申込期間中、委託会社が別途指定する日には、購入・換金申込みの受付は行いません。 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	当初申込期間：販売会社が定める時間とします。 継続申込期間：原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2026年2月5日から2026年2月19日までとします。 継続申込期間：2026年2月20日から2027年3月17日までとします。 継続申込期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	ファンドに対し大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取り消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	2026年2月20日から2046年12月18日(休業日の場合は翌営業日)までです。
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・設定日から1年経過以降、ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年12月18日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年1回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社は、運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。

課 税 関 係

課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。
「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。このファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
上記は2025年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

【ファンドの費用】

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は <u>3.3%(税抜3.0%)</u> を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して <u>年率0.539%(税抜0.49%)</u> がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日の6ヵ月後(休業日の場合は翌営業日)、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。
(委託会社)	年率0.022%(税抜0.02%) 投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価
(販売会社)	年率0.495%(税抜0.45%) 受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価
(受託会社)	年率0.022%(税抜0.02%) 信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価
E T F の 運用管理費用	ファンドが投資するETFの純資産総額に対して年率0.45%*がかかります。 ※消費税はかかりません。
実質的な負担 (概算)	純資産総額に対して <u>年率0.989%程度(税抜0.94%程度)</u> がかかります。 ETFに純資産総額の99.9%を投資した場合のものです。ETFの組入比率により、実際の負担と異なる場合があります。

その他の費用・手数料

- 1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。
- ・有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)
 - ・外貨建資産の保管費用(当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。)
 - ・信託財産に関する租税
 - ・信託事務の処理に関する諸費用
 - ・ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用
 - ・その他ファンドの運用上必要な費用
- (注)上記の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。また、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。
- 2 ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用のうち、ファンドの財務諸表の監査にかかる費用*、目論見書、運用報告書等の開示資料にかかる事務費用、ファンドの計理事務にかかる費用、ファンドの受益権の管理にかかる事務費用等(委託会社が第三者にこれらの事務を委託する場合の委託費用を含みます。)は純資産総額に対して、委託会社が合理的に見積もった一定の率(上限年率0.11%(税抜0.10%))を乗じて得た額を信託財産に日々計上します。
- *当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。
- なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
換 金(解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

(注1)上記は、2025年11月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(注3)外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注4)法人の場合は上記とは異なります。

(注5)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンドの運用は、2026年2月20日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、開示できる情報はありません。

JPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド

(年1回決算・為替ヘッジあり)

(愛称: ザ・クレジット・マイスター)

追加型投信／内外／債券

2026.1.21

この目論見書により行うJPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド(年1回決算・為替ヘッジあり)(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月20日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力が発生するまでに、当該目論見書の記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認ください。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号

設立年月日 1990年10月18日

資本金 2,218百万円(2025年11月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額
60,379億円(2025年11月末現在)

照会先

TEL : 03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

HPアドレス : am.jpmorgan.com/jp

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社 : 株式会社日本カストディ銀行)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してくださいます様お願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分			
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (上場投資信託証券(債券、社債))	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス : <https://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

上場投資信託証券(ETF)を主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

「上場投資信託証券(ETF)」とは、「JPMorgan ETFs (Ireland) ICAV – USD High Yield Bond Active UCITS ETF」をいいます(以下「ETF」という場合があります。)。詳細については、後記「ファンドの特色1 ●上場投資信託証券(ETF)の概要」をご参照ください。

ファンドの特色

1 上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて、主として米ドル建てのハイ・イールド債券(投資適格未満の社債)に投資します。

「ハイ・イールド債券」とは

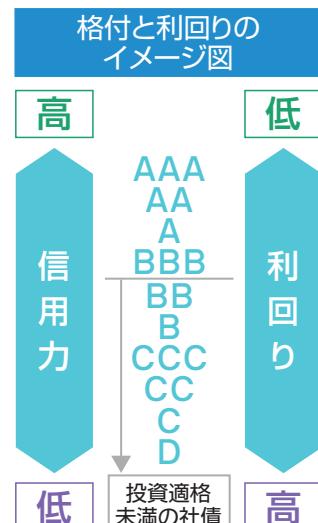
債券の格付^{*1}が、BB+格^{*2}またはBa1格^{*3}以下の投資適格未満の社債をいいます。格付が低い半面、格付が高い債券と比較して利回りが高い特徴があります。

*1 「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したもので、S&Pグローバル・レーティング(S&P社)、ムーディーズ・レーティングス(ムーディーズ社)、フィッチ・レーティングス(フィッチ社)等の格付機関が付与します。

*2 S&P社^{*4}またはフィッチ社^{*4}の場合

*3 ムーディーズ社^{*4}の場合

*4 当該格付機関のグループ会社を含みます。



上記の格付表記はS&P社、フィッチ社の表記です。

● 上場投資信託証券(ETF)の概要

名 称	JPMorgan ETFs (Ireland) ICAV – USD High Yield Bond Active UCITS ETF
ファンドの形態	アイルランド籍 外国投資法人
投 資 目 的	主に米ドル建ての投資適格未満の社債で構成されるポートフォリオに積極的に投資することにより、ベンチマークを上回る長期的なリターンを達成することを目的とします。
ベンチマーク*	ICE BofA US High Yield Constrained Index ICE BofA US High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices, LLC が公表しているものであり、著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利は同社に帰属します。
運用プロセス	<p>① 経済成長・市況動向の予測 金融政策や経済指標等を踏まえ、他の部門のアナリスト等の分析内容を活用し、今後の経済成長・市況動向を予測します。</p> <p>② 投資対象企業の分析・投資対象の絞り込み ・投資対象企業およびその業種の信用力を分析し、債務不履行となるリスクの高い企業を投資対象から除外します。 ・投資対象企業の業種毎に投資魅力度を分析し、銘柄毎に同業他社等と比較することにより相対的な割安度を分析し、投資対象となる銘柄の候補を絞り込みます。</p> <p>③ ポートフォリオの構築 前記①、②を踏まえ、ファンドの投資銘柄選定について議論し、その結果をもとに業種・発行体とともに幅広くファンドに組み入れます。</p>
運 用 会 社	J. P. モルガン・インベストメント・マネジメント・インク(米国法人) 2025年12月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。

*「ベンチマーク」とは、ETFの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

● 上場投資信託証券(ETF)の組入比率は、原則として高位を維持します。

ETFへの投資割合は高位を維持します。したがって、ファンドは、ETFの影響を大きく受け、ETFが上場廃止となる場合等には、大きな損失が発生することがあります。

2 為替ヘッジを行います。

外貨建ての債券に投資しますが、原則として為替ヘッジを行うことにより、当該通貨と円との為替変動による影響を抑えます。

(注)為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

3 JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)*に為替ヘッジにかかる運用を委託します。

*以下、「運用委託先」といいます。

J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用します。

J. P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 上場投資信託証券(ETF)への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(国内外の取引所に上場されている投資信託証券*を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
*「投資信託証券」とは、金融商品取引法第2条第1項第10号および第11号に規定する有価証券をいいます。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

収益の分配方針

年1回の決算時(12月18日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜収益分配金に関する留意事項＞

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費*¹控除後の配当等収益*²および有価証券の売買益*³)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

*¹ 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

*² 有価証券の利息配当金を主とする収益をいいます。

*³ 評価益を含みます。

2. 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

ファンドは、主にETFを通じて国内外の債券に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

信用リスク	債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。また、当該債券の価格は、格付の変更によっても変動・下落することがあります。
投資適格未満の社債への投資に伴うリスク	投資適格未満の社債は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性質を持つとともに、政治・経済情勢、発行会社の業績等の影響を受けて価格が変動する株式に類似した性質を併せ有しています。このため、投資適格未満の社債の価格は、格付が高い債券に比べて、株式と同様の要因による影響をより強く受け、変動・下落することがあります。 また、投資適格未満の社債は、格付が高い債券に比べて、前記の信用リスクが高いため、当該債券の価格がより大きく変動・下落することがあります。
金利変動リスク	金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。
為替変動リスク	為替相場の変動が投資資産の価値の変動に影響を与えることがあります。ファンドは、原則として為替ヘッジを行いますが、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。
ファンドに特有の流動性リスク	上場投資信託証券(ETF)は市場での売買高が少ない場合があり、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。この場合には、上場投資信託証券の価格の下落により、投資資産の価値が変動することがあります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

ファンドの流動性リスクは、以下のような状況で顕在化する可能性があります。

- 取引金額が大きい場合
- 市場が極端な状況にある場合
- 通常とは異なる市場環境にある場合
- 通常以上に多額の換金申し込みがあった場合
- 投資家による市場見通しが悪化した場合
- 市場を取り巻く外部環境に急激な変動があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合
- 取引所、政府または監督当局により取引を停止または制限される場合
- 特定の期間において経済状況、市況または政情の悪材料が生じた場合
- 急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合
- その他の制御不能な状況が生じた場合

ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

上場投資信託証券(ETF)を売買する際は取引費用が発生します。当該費用はファンドから支払うこととなるため、受益者にも影響があります。

リスクの管理体制

＜ファンドにおけるリスク管理体制＞

委託会社のグループ内の他の会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック

委託会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

運用委託先において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他リスク管理を行います。

- 為替ヘッジ状況のモニター

＜ETFにおけるリスク管理体制＞

ETFの運用会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

流動性リスクについては、委託会社およびそのグループ内の他の会社で、手順書等に基づきチェックや管理、検証等を行います。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

JPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド(年1回決算・為替ヘッジあり)

<ファンドの分配金再投資基準価額/基準価額・年間騰落率の推移>

ファンドは2026年2月20日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

2020年12月～2025年11月の5年間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、代表的な資産クラス間で比較したものです。



(ご注意)

- ファンドは2026年2月20日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指標の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指標
 - 日本株…TOPIX(配当込み)
 - 先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI(国債)
 - 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債…JPモルガンGBI-エマージング・マーケッツ・グローバル(円ベース)
- (注)海外の指標は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。
- TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してJPXは責任を負いません。
- MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。
- NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指標で、当該指標に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。
- FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガンGBI-エマージング・マーケッツ・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

3. 運用実績

運用実績は、委託会社ホームページ(am.jpmorgan.com/jp)、または販売会社で開示される予定です。

基準価額・純資産の推移

ファンドの運用は、2026年2月20日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

分配の推移

ファンドの運用は、2026年2月20日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドの運用は、2026年2月20日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

年間收益率の推移

ファンドの運用は、2026年2月20日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドにベンチマークはありません。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。なお、分配金再投資コースという場合があります。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	当初申込期間：2026年2月19日までに販売会社に購入代金をお支払いいただきます。 継続申込期間：販売会社が定める日までに購入代金を販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	継続申込期間中、委託会社が別途指定する日には、購入・換金申込みの受付は行いません。 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	当初申込期間：販売会社が定める時間とします。 継続申込期間：原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2026年2月5日から2026年2月19日までとします。 継続申込期間：2026年2月20日から2027年3月17日までとします。 継続申込期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	ファンドに対し大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取り消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	2026年2月20日から2046年12月18日(休業日の場合は翌営業日)までです。
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・設定日から1年経過以降、ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年12月18日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年1回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社は、運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。

課 税 関 係

課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。
「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。このファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
上記は2025年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

【ファンドの費用】

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は <u>3.3%(税抜3.0%)</u> を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して <u>年率0.539%(税抜0.49%)</u> がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日の6ヵ月後(休業日の場合は翌営業日)、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。
(委託会社)	年率0.022%(税抜0.02%)* 投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価
(販売会社)	年率0.495%(税抜0.45%) 受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価
(受託会社)	年率0.022%(税抜0.02%) 信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価
	*内、年率0.0075%を、為替ヘッジにかかる業務の対価として運用委託先に、決算日の6ヵ月後(休業日の場合は翌営業日)、決算日および償還日の翌営業日以降に支払います。
E T F の 運用管理費用	ファンドが投資するETFの純資産総額に対して年率0.45%*がかかります。 ※消費税はかかりません。
実質的な負担 (概算)	純資産総額に対して <u>年率0.989%程度(税抜0.94%程度)</u> がかかります。 ETFに純資産総額の99.9%を投資した場合のものです。ETFの組入比率により、実際の負担と異なる場合があります。

その他の費用・手数料

- 1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。
- ・有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)
 - ・外貨建資産の保管費用(当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。)
 - ・信託財産に関する租税
 - ・信託事務の処理に関する諸費用
 - ・ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用
 - ・その他ファンドの運用上必要な費用
- (注)上記の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。また、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。
- 2 ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用のうち、ファンドの財務諸表の監査にかかる費用*、目論見書、運用報告書等の開示資料にかかる事務費用、ファンドの計理事務にかかる費用、ファンドの受益権の管理にかかる事務費用等(委託会社が第三者にこれらの事務を委託する場合の委託費用を含みます。)は純資産総額に対して、委託会社が合理的に見積もった一定の率(上限年率0.11%(税抜0.10%))を乗じて得た額を信託財産に日々計上します。
- *当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。
- なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
換 金(解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

(注1)上記は、2025年11月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(注3)外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注4)法人の場合は上記とは異なります。

(注5)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンドの運用は、2026年2月20日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、開示できる情報はありません。

MEMO

